

別添

あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター 介護テクノロジー（介護ロボット・ICT 機器）展示会出展実施要領

1 目的

介護サービスを提供する法人等における業務改善による業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組みを支援するため、介護事業を行う法人等実際の介護ロボット等の展示により実際に見聞、機器に触れ体験してもらうことにより、介護ロボットの普及を促進することを目的とする。

2 出展要領（事業者分）

出展手続きについて

（１）出展事業者

令和 7 年 5 月 15 日付「介護秋田発第 55 号」の依頼文により申込された事業者で、当センターが出展決定した事業者

（２）出展事業者の出展料

無料

（３）出展可能事業者数

会場の配置の関係から、出展決定事業者を 24（ブース）までとする。

なお、1 事業者 3 機器までを限度とし、大型機器については、（５）の面積の範囲内で収容できるものを選択すること。

（４）会場配置・電源等

会場（中央シルバーエリア体育館）の大きさ、配置、電源の関係から、24 ブースのうち電源を必要とする 16 ブースは壁際に配置し、電源を必要としない又はモバイルバッテリー用意可能な事業者 8 ブースを会場中心部に配置する。

なお、配置については、出展決定事業者の出展機器状況に応じて当センターが決定する。

（５）1 ブースの面積、用意するもの等

面積：1 ブース・横 4,000mm×縦 3,000mm（12 m²）、準備品：電源コード類等

（６）搬入可能時間

令和 7 年 7 月 12 日（土）昼 12 時から機材の搬入・設置が可能とする。

なお、搬入の際の、台車、養生については各事業者の責任で準備をお願いすること。

また、ブース内の机 2 台、椅子 2 台脚はセンターで用意するものであること。

3 その他

当該実施要領に定めるもののほか、必要な事項は秋田県健康福祉部長寿社会課と協議の上、センターの代表者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 15 日から施行する。